

序 論

(1) 川西市交通バリアフリー重点整備地区基本構想策定の目的と意義

わが国では急速に高齢化が進んでおり、平成 27 年（2015 年）には国民の 4 人に 1 人は 65 歳以上という超高齢社会が到来すると予測されています。また、障害者が障害のない人とともに社会に参加できる「ノーマライゼーション」(注)の理念に配慮したひとにやさしいまちづくりが求められています。

このような状況の中で、平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(通称：交通バリアフリー法)が施行されました。法律では、市町村は、国が定める基本方針に基づき、一定規模の駅等の旅客施設（特定旅客施設）を中心とした地区（重点整備地区）について、駅等の旅客施設、道路、駅前広場、交通安全施設等のバリアフリー（注）化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

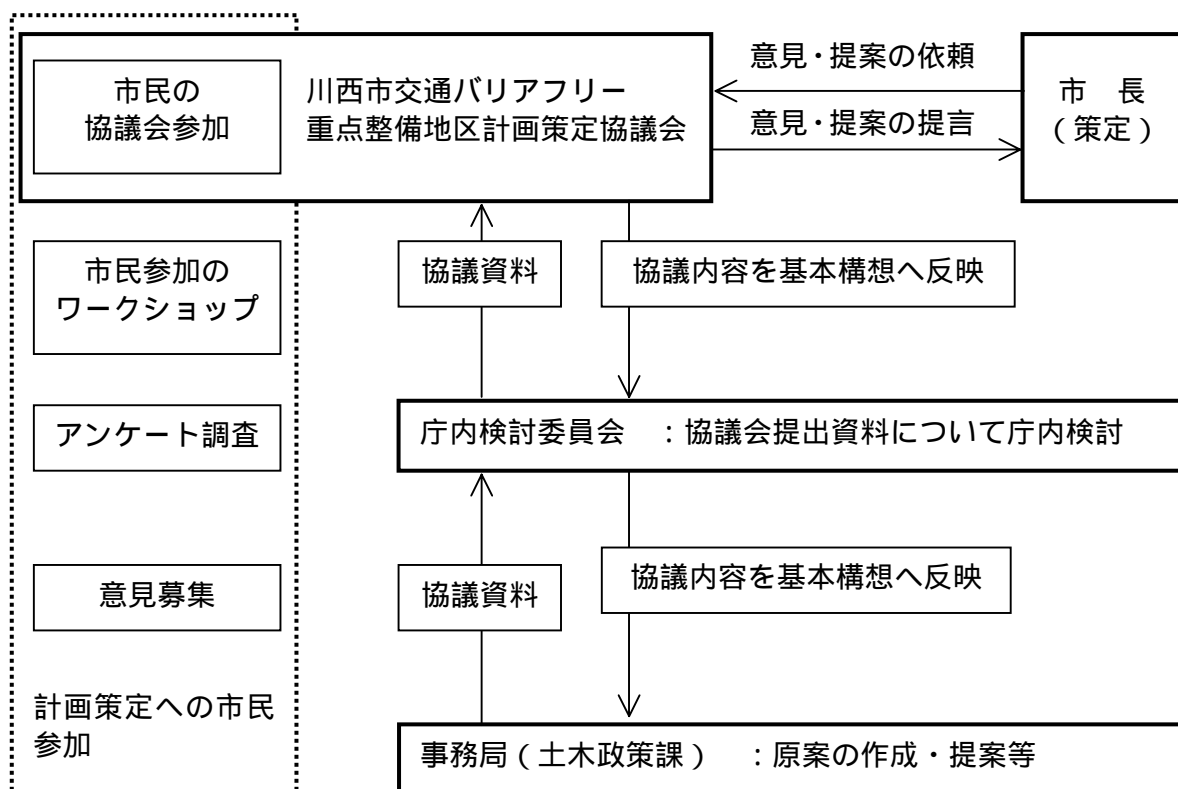
このたび川西市では、本法律に基づき、全市的な交通バリアフリー整備の基本的な考え方、重点整備地区の区域、実施する事業等を内容とした「川西市交通バリアフリー重点整備地区基本構想」を策定しました。今後、川西市では、この基本構想のもと、交通事業者等とともに、重点整備地区におけるバリアフリー整備を進め、高齢者、身体障害者等にとって住みよいまちづくりを推進していくこととなります。

末尾に（注）と書かれている語句につきましては、本書の巻末に、解説を載せておりますので、ご参照下さい。

(2) 基本構想策定体制

基本構想策定にあたり、学識経験者、駅や道路並びに交通安全施設に係わる事業者に加えて、市民団体の代表者（高齢者、身体障害者等）や公募市民等で構成された「川西市交通バリアフリー重点整備地区計画策定協議会」また、市の内部で構成された「川西市交通バリアフリー重点整備地区計画基本構想策定検討委員会」を設置するとともに、ワークショップ（注）やアンケート調査（注）、基本構想（案）への意見募集等を通して、高齢者、身体障害者、市民等の意見を基本構想に反映しました。

図 基本構想策定体制



(3) 基本構想策定の流れ

